



国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者の皆さんへ  
**6月1日から入院した時の食事代が変わります**

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014  
県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

入院した時の食事代（1食あたり）

所得区分		5月31日まで	6月1日から
①	住民税課税世帯 一般・現役並みの所得者	460円	490円
②	③④のいずれにも該当しない指定難病患者	260円	280円
③	住民税非課税世帯 低所得Ⅱ	90日以下の入院 (過去12カ月の入院日数)	210円
		91日以上入院 (過去12カ月の入院日数) ※	160円
④	低所得Ⅰ	100円	110円

国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者の人が入院したときは、医療費とは別に、食事代が改訂されます。6月から、次のとおり

※低所得Ⅱの人で「91日以上入院」をするときは、事前に認定申請をして長期入院該当の認定を受けていないと適用されません。

65才以上の方が療養病床へ入院した時の食事代（1食あたり）

所得区分		5月31日まで	6月1日から
住民税課税世帯	一般・現役並みの所得者	460円※ (420円)	490円※ (450円)
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	210円	230円
	低所得Ⅰ	130円	140円
	後期高齢者医療の人で 老齢福祉年金受給者など	100円	110円

※保険医療機関の施設基準などにより、（ ）内の金額の場合もあります。



▲国民健康保険はこちらから  
▲後期高齢者医療はこちらから

所得区分などの詳細は、市ホームページをご確認ください。



令和6年度から  
**介護保険料が変わります**

▶問い合わせ 介護保険課 ☎73-3017  
税務課 ☎73-3006

令和6年度～8年度の介護保険料基準額は、年額72,000円です（令和5年度と同額）

介護保険制度は、介護が必要になったときにサービスを利用できるように、社会全体で支える仕組みです。

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料は、サービス基盤の整備状況やサービス利用の見込みに応じて、各市区町村ごとに基準額を決めており、3年ごとに見直しています。

令和6年度から8年度の介護保険事業費の見込み額は、約219億円です。その1/2は国、県、市が負担し、残りの1/2を被保険者が負担する保険料で賄っています。保険料のうち、第1号被保険者が負担するのは全体の23%です。

見込み額および被保険者数などを基に算定した保険料基準額は、年額72,000円（月額6,000円）で、前期間（令和3年度から5年度）から据え置きとなります。ただし、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、所得段階を9段階から、国の示す標準の13段階に見直しています。



令和6年度～8年度の介護保険料（年額）

段階	対象者	基準額に対する割合	保険料
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	・老齢福祉年金受給者または生活保護の受給者 ・前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.285 20,600円
第2段階		前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.485 35,000円
第3段階		前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額が120万円超の人	基準額×0.685 49,400円
第4段階	被保険者本人は 市民税非課税だが、 同一世帯に市民税 課税者がいる	前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.9 64,800円
第5段階		前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額が80万円超の人	基準額 72,000円
第6段階	被保険者本人が 市民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2 86,400円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3 93,600円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5 108,000円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.7 122,400円
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.9 136,800円
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.1 151,200円
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.3 165,600円
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.4 172,800円

保険料額の通知

7月上旬に、令和6年度の「介護保険料額決定通知書」を送付します。



後期高齢者医療の被保険者の皆さんへ  
**交通事故に遭ったときは傷病届を提出しましょう**

▶申し込み・問い合わせ 健康課 ☎73-3014  
県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

小さな交通事故でも警察に届け、事故証明書をもらいましょう。



▲必要な書類はこちらから

提出先 健康課  
印鑑など  
※必要な書類は、健康課の窓口、広域連合ホームページにあります。

届出に必要な書類

交通事故や傷害事件など第三者（加害者）の行為によって受けた傷病は、「傷病届」を提出することで、後期高齢者医療制度で治療を受けることができます。負傷が軽微でも、必ず医療機関を受診して原因を申し出るとともに、健康課まで届出をしてください。この届出は、法律で義務付けられています。 ※加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、制度を使えない場合があります。